

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 訓令
職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令 一三
- 告示
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 一三
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件二件 一六
- 道路の区域を変更する件四件 一六
- 道路の供用を開始する件二件 一六
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件 一六
- 公告
一般競争入札を行う件 一七
- 福島県選挙管理委員会
個人演説会等を開催することができ施設として指定した旨報告があった件 一七
- 個人演説会等を開催することができ施設の指定を取り消した旨報告があった件 一七
- 正誤
平成二十五年二月二十六日付け定例第二千四百六十五号中 一七

訓 令

福島県訓令第二号

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成三十一年三月十九日

本庁機関
出先機関

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

福島県知事 内堀雅雄

職員に対する被服の支給等に関する規程（昭和三十五年福島県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一と畜検査員及び食鳥検査員の項中「食肉衛生検査所」を「会津保健福祉事務所又は食肉衛生検査所」に、「精密検査業務」を「現場検査及び精密検査業務」に改める。

別表第二生活環境部生活環境総室の項中「環境教育用 ゴム長ぐつ」を「環境教育用 ゴム長ぐつ」に改め、同表農林水産部農業支援総室の項中「普及指導用 作業服」

「普及指導用 作業服」に改め、同表土木部土木総室の項中「工事検査用 防

寒服」を「工事検査用 防寒服」に改め、同表ハイテクプラザの項中「試験研究

危険作業用 安全ぐつ」を「試験研究危険作業用 安全ぐつ」に改める。

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（職員業務課）

告 示

福島県告示第二百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十一年三月十九日から同年七月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福

福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十一年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケヨーデイツー郡山安積店 福島県郡山市笹川二丁目六番一号ほか
- 二 変更しようとする事項

1 駐車場の収容台数

(変更前) 七百三十七台

(変更後) 六百三十一台

2 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 八ヶ所

(変更後) 七ヶ所

3 駐輪場の収容台数

(変更前) 二百五十二台

(変更後) 百台

三 変更しようとする年月日

平成三十一年十月三十一日

四 届出年月日

平成三十一年二月二十七日

五 届出をした者

株式会社ケヨー

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十一年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市四倉町上仁井田字東山一の一四(国有林)
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
河川管理施設用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第二百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十一年三月十九日

安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十一年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所
いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所平成三十一年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一五号	福島市南町一七二番地 先から 同 市佐倉下字紫内五 一番二地先まで 福島市郷野目字宝来町 二八番一地先から 同 市佐倉下字紫内五 一番二地先まで	変更前 A 九・〇 二七・八 B 一六・七 五三・二	四、四九一・五 四、二九三・一	

福島市郷野目字宝来町 二八番一地从先から 同 市佐倉下字紫内五 一番二地从先まで	変更後	B 一六・七〇 五三・二二	四、二九三・一
---	-----	---------------------	---------

(道路計画課)

福島県告示第百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成三十一年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 二八九号	東白川郡鮫川村大字渡 瀬字関下一二五番地先 から 同 郡同 村大字青 生野字大犬平五一番地 先まで	変更前 A 六・七〇 三七・九	A 六・七〇 三七・九	七、七七六・〇
		変更後 B 一〇・五〇 一二四・七		七、七七六・〇 八、二八五・八

(道路計画課)

福島県告示第百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十一年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員	延 長
-----	-----	-------------	-------	-----

の 別	(メートル)	(メートル)
変更前	一二・〇〇 四六・〇	二二六四・三
変更後	一四・三〇 四六・〇	二二六四・三

(道路計画課)

福島県告示第百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十一年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道いわ き浪江線	双葉郡檜葉町大字大谷 字仲平五四番地先から 同 郡同 町大字大谷 字磐前二番一地从先まで	変更前 一二・〇〇 四〇・〇	一二・〇〇 四〇・〇	六二二〇・〇
		変更後 一二・〇〇 三二・五		六二二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十一年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
-------	---------------	---------------

県道いわき浪江線

双葉郡広野町大字上北迫字上田郷
二二一番二〇地先から
同 郡同 町大字上北迫字上田郷
四三番五地先まで

平成三十二年三月一九日

(道路計画課)

福島県告示第二百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十一年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道いわき浪江線	双葉郡橋葉町大字大谷字仲平五四番地先から 同 郡同 町大字大谷字磐前二番一地先まで	平成三十二年三月一九日

(道路計画課)

福島県告示第二百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成三十一年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称
喜多方市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
喜多方都市計画道路事業 三・四・四号 坂井四ツ谷線
- 三 事業認可の年月日
平成二十五年五月十七日
- 四 事業施行期間
事業施行期間
(変更前) 平成二十五年五月十七日から平成三十一年三月三十一日まで
(変更後) 平成二十五年五月十七日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 事業地
事業地
取用の部分 変更なし

使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第二百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成三十一年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称
いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
いわき都市計画公園事業 五・六・二号 二十一世紀の森公園
- 三 事業認可の年月日
平成元年十月三十一日
- 四 事業施行期間
(変更前) 平成元年十月三十一日から平成三十一年三月三十一日まで
(変更後) 平成元年十月三十一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 事業地
事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第50号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成31年3月19日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項**(1) 調達をする物品等の名称及び数量**

ア	除雪ドーザⅠ（18t級）	1台
イ	除雪ドーザⅡ（18t級）	1台
ウ	除雪ドーザⅢ（14t級）	1台
エ	除雪ドーザⅣ（18t級）	1台
オ	除雪ドーザⅤ（18t級）	1台
カ	除雪ドーザⅥ（14t級）	1台
キ	ロータリ除雪車Ⅰ（2.6m級）	1台
ク	ロータリ除雪車Ⅱ（2.6m級）	1台
ケ	ロータリ除雪車Ⅲ（2.6m級）	1台
コ	凍結防止剤散布車Ⅰ（3t級）	1台
サ	凍結防止剤散布車Ⅱ（4t級）	1台
シ	凍結防止剤散布車Ⅲ（5t級）	1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。**(3) 納入期限**

ア	平成31年11月15日（金）
イ	平成31年11月15日（金）
ウ	平成31年11月15日（金）
エ	平成31年11月15日（金）
オ	平成31年11月15日（金）
カ	平成31年11月15日（金）
キ	平成32年1月17日（金）
ク	平成32年1月17日（金）
ケ	平成32年1月17日（金）
コ	平成32年1月17日（金）
サ	平成32年1月17日（金）
シ	平成32年1月17日（金）

(4) 納入場所

ア	福島県県北建設事務所黒岩分室（福島県福島市黒岩字浅井9番地1）
イ	福島県須賀川土木事務所（福島県須賀川市大町33番地）
ウ	福島県宮下土木事務所（福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地）
エ	福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地）
オ	福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1）
カ	福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1）
キ	福島県須賀川土木事務所（福島県須賀川市大町33番地）
ク	福島県宮下土木事務所（福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地）
ケ	福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）
コ	福島県県北建設事務所（福島県杉妻町2番16号）
サ	福島県県南建設事務所（福島県白河市昭和町269番地）
シ	福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成31年4月10日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成31年4月10日（水）午後5時まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成31年3月19日（火）から同年4月10日（水）まで（土曜日、日曜日及び同年3月21日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙57枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成31年3月27日（水）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成31年3月27日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- | | | | |
|---|----------------|---------------------|-------------|
| ア | 1の(1)のアに掲げる物品等 | 平成31年5月9日（木）午後1時 | 福島県出納局入札用度課 |
| イ | 1の(1)のイに掲げる物品等 | 平成31年5月9日（木）午後1時20分 | 福島県出納局入札用度課 |
| ウ | 1の(1)のウに掲げる物品等 | 平成31年5月9日（木）午後1時40分 | 福島県出納局入札用度課 |
| エ | 1の(1)のエに掲げる物品等 | 平成31年5月9日（木）午後2時 | 福島県出納局入札用度課 |
| オ | 1の(1)のオに掲げる物品等 | 平成31年5月9日（木）午後2時20分 | 福島県出納局入札用度課 |
| カ | 1の(1)のカに掲げる物品等 | 平成31年5月9日（木）午後2時40分 | 福島県出納局入札用度課 |
| キ | 1の(1)のキに掲げる物品等 | 平成31年5月9日（木）午後3時 | 福島県出納局入札用度課 |
| ク | 1の(1)のクに掲げる物品等 | 平成31年5月9日（木）午後3時20分 | 福島県出納局入札用度課 |
| ケ | 1の(1)のケに掲げる物品等 | 平成31年5月9日（木）午後3時40分 | 福島県出納局入札用度課 |
| コ | 1の(1)のコに掲げる物品等 | 平成31年5月9日（木）午後4時 | 福島県出納局入札用度課 |
| サ | 1の(1)のサに掲げる物品等 | 平成31年5月9日（木）午後4時20分 | 福島県出納局入札用度課 |
| シ | 1の(1)のシに掲げる物品等 | 平成31年5月9日（木）午後4時40分 | 福島県出納局入札用度課 |
- （郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月8日（水）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Tractor with Snow Plow I (18t class) 1unit
- ② Tractor with Snow Plow II (18t class) 1unit
- ③ Tractor with Snow Plow III (14t class) 1unit
- ④ Tractor with Snow Plow IV (18t class) 1unit
- ⑤ Tractor with Snow Plow V (18t class) 1unit
- ⑥ Tractor with Snow Plow VI (14t class) 1unit
- ⑦ Rotary Snow Plow I (2.6m class) 1unit
- ⑧ Rotary Snow Plow II (2.6m class) 1unit
- ⑨ Rotary Snow Plow III (2.6m class) 1unit
- ⑩ Chemical Spreading Vehicle I (3t class) 1unit
- ⑪ Chemical Spreading Vehicle II (4t class) 1unit
- ⑫ Chemical Spreading Vehicle III (5t class) 1unit

(2) Time-limit of tender (by hand):

- ① 1:00 p.m., 9 May 2019
- ② 1:20 p.m., 9 May 2019
- ③ 1:40 p.m., 9 May 2019
- ④ 2:00 p.m., 9 May 2019
- ⑤ 2:20 p.m., 9 May 2019
- ⑥ 2:40 p.m., 9 May 2019
- ⑦ 3:00 p.m., 9 May 2019
- ⑧ 3:20 p.m., 9 May 2019
- ⑨ 3:40 p.m., 9 May 2019
- ⑩ 4:00 p.m., 9 May 2019
- ⑪ 4:20 p.m., 9 May 2019
- ⑫ 4:40 p.m., 9 May 2019

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 8 May 2019

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima
960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、須賀川市選挙管理委員会から報告があった。
平成三十一年三月十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名 称	指定施設の管 理 者	聴衆席の面積	聴衆席収容 見込人員数
平成三十二年三月一日	須賀川市中町四番地一	須賀川市民交流センター	須賀川市長	二六二平方メートル	二〇〇人

福島県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、郡山市選挙管理委員会から報告があった。
平成三十一年三月十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

取消年月日	施設 の 所 在 地	施設 の 名 称	施設 の 管 理 者
平成三十二年三月一日	郡山市清水台一丁目六番一号	郡山地域職業訓練センター和室	郡山市長
平成三十二年三月一日	郡山市清水台一丁目六番一号	郡山地域職業訓練センター講堂	郡山市長
平成三十二年三月一日	郡山市清水台一丁目六番一号	郡山地域職業訓練センター第一教室	郡山市長
平成三十二年三月一日	郡山市清水台一丁目六番一号	郡山地域職業訓練センター第二	郡山市長

平成三十二年三月一日	郡山市清水台一丁目六番一号	教室	郡山市長
平成三十二年三月一日	郡山市清水台一丁目六番一号	郡山地域職業訓練センター第三教室	郡山市長
平成三十二年三月一日	郡山市清水台一丁目六番一号	郡山地域職業訓練センター第四教室	郡山市長
平成三十二年三月一日	郡山市大槻町字仁池向一番地	仁池向集会所	郡山市長
平成三十二年三月一日	郡山市喜久田町字松ヶ作一五番二三号	西原公民館	西原公民館長
平成三十二年三月一日	郡山市喜久田町字入ノ内三八番七四号	東原公民館	東原公民館長
平成三十二年三月一日	郡山市田村町大字守山字三ノ丸一番地	田村町文化体育館	郡山市長
平成三十二年三月一日	郡山市希望ヶ丘一番地	郡山市希望ヶ丘集会所	郡山市長
平成三十二年三月一日	郡山市菜根二丁目八番八号	郡山市菜根保育所	郡山市長
平成三十二年三月一日	郡山市希望ヶ丘一番五号	希望ヶ丘集会所	郡山市長
平成三十二年三月一日	郡山市大槻町字小山田前一二番地	小山田集会所	郡山市長
平成三十二年三月一日	郡山市大槻町字中ノ平五九番地	中ノ平集会所	郡山市長
平成三十二年三月一日	郡山市安積町笹川字西長久保一〇四番地の一	安積集会所	郡山市長

○平成二十五年二月二十六日付け定例第二千四百六十五号中

七七	下	一〇	大平字石畑	字石畑
ページ	段	行	正	誤

正 誤